

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

	旧 新 別
熊谷市上之字宮の前三三九一番一 地 先 から 行田市大字持田字油免二二三二六番地 先 まで	区 間
六・七五〇四九・七三	敷地の幅員 (メートル)
六三七八・〇〇	延 長 (メートル)
	備 考